令和７年７月

お 客 様 各 位

岐阜商工信用組合

残高１万円以下の預金口座等解約手続きの簡素化（印鑑不要取引）について

平素より岐阜商工信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合は、お客さまの利便性向上のため、取扱店へのご来店による残高１万円以下の預金口座等の解約にあたり、お届け印の押印を不要とする取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

当組合では、今後もお客さまの利便性向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

記

残高１万円以下の預金口座等解約手続き簡素化の概要

取扱開始日	● 令和７年７月１日（火）より
対象となる方	● 個人および個人事業主のお客さま ※預金者ご本人さまがお手続きされる場合に限ります。 ※未成年者名義の預金口座は、親権者さまの同伴を必須とします。
対象となるお口座	● 残高１万円以下の普通預金口座（総合口座・無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金口座、納税準備預金口座、出資金（預金口座との同時解約）
対象となるお取引	● 口座解約取引 ※口座に付随するご契約の状況等により、ご対応できない場合がございます。 （定期性預金、融資取引等のお取引がある場合等）
ご持参いただくもの	● 通帳（喪失していない場合） ● キャッシュカード（発行されており、喪失していない場合） ● 顔写真付きの公的本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） ※未成年者名義の預金口座の場合は、親権者さまの顔写真付公的本人確認書類および預金者さまの公的本人確認書類をご提示いただきます。
受付方法	取扱店の店頭窓口

以上